

## 川西市森林整備等活動交付金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、森林のもつ公益的機能を維持し、災害防止や地球温暖化防止につながる森林整備等を実施する事業者に対して支援を行うため、川西市森林整備等活動交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 交付対象事業者（以下「交付事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 川西市内に活動拠点を有し、継続的な活動を実施していること。
- (2) 3名以上で構成されている事業者
- (3) 事業者が森林整備等を実施する森林を所有していない場合にあっては、当該森林を所有する者との合意により、交付金の交付を受けようとする年度から起算して3年以上の森林を整備する権利を取得していること。
- (4) 事業者がその運営に関する規約を整備していること。

### (交付対象事業及び補助対象経費)

第3条 交付の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において決定するものとし、別表に定める交付金額を合計した額とする。ただし、交付事業者が管理する1の森林につき50万円を上限とし、また、1事業者につき50万円を上限とする。

### (交付金の要望)

第5条 この要綱に定める交付金の交付を受けようとする事業は、交付金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末までに、次に掲げる資料を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 要望書その他事業内容が記載された書類
- (2) 見積書その他事業費の内訳が記載された書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする事業者は、川西市補助金等交付規則第4条に定め

る書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 対象事業地詳細図
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(実績の報告)

第7条 交付事業者は、交付金の交付決定に係る事業が完了した場合は、川西市補助金等交付規則第15条第1項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 現場写真等実績が確認できるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の時期)

第8条 交付金の交付は、交付対象事業の完了後とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付事業者が第6条に規定する交付申請を行う際に、交付対象事業の着手前または完了前に交付金の交付を受けることを申し出た場合は、別表に定める補助対象経費のうち、事業者に委託する経費については、当該事業の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(失効規定)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

区分	交付対象事業		
	森林整備	普及啓発	機材の購入
交付対象経費	伐採、植栽、雑草の刈払い等の森林の整備に係る費用 人材育成研修等、従事者への支援に係る費用 植栽箇所における防獣ネットの設置、松くい虫被害木のくん蒸、薬剤散布等の鳥獣害又は森林病虫害対策に係る費用 等	担い手研修を実施する施設の整備及び伐倒等の作業の研修会の開催、参加に係る費用 見学会の開催、チラシの作成等の普及啓発に係る費用 等	管理を行う活動地において、使用する機材等の購入に係る費用
交付金額	補助対象経費を合計した額	補助対象経費を合計した額	補助対象経費の2分の1に相当する額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

## 備考

- 1 交付対象経費であって事業者へ委託する経費については、第5条の規定により算出された交付金の額の半分の額を超えてはならない。
- 2 交付対象団体員に対する日当及び旅費、食料費、営利を目的とした事業経費、その他この要綱の趣旨に合わない経費は、交付対象経費としない。